

役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本経済研究センター（以下「本法人」という。）定款第27条の規程に基づき、常勤役員（以下「役員」という。）の報酬の支給について定める事を目的とする。

(意義)

第2条 この規則における役員報酬とは、本法人が役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第3条 会長は、総会の決議を経て、役員に報酬を支給する。

(報酬の種類)

第4条 役員報酬は、月額報酬及び特別手当とする。

2. 月額報酬及び特別手当は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(報酬の総額及び算定方法)

第5条 毎年度の役員報酬の総額は8,000万円以内とする。そのうち常勤理事の個々の報酬は年間4,000万円以内とし、常勤監事の個々の報酬は年間2,000万円以内とする。

(通勤手当の取扱)

第6条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支払と控除)

第7条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

2. 所得税、社会保険等の控除及び本人から申出があった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

3. 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算で行うものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要事項は総会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

この規則は、公益社団法人設立の登記の日から施行する。

この規則の変更は、令和4年6月16日より施行する。